業 務 委 託 契 約 書（案）

１　業務の名称　　令和４年度福島県廃棄物削減等モデル事業（棚倉町、楢葉町）委託業務

２　委 託 期 間　　令和４年____月____日から令和５年３月３１日まで

３　委　託　料　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金＿＿＿＿＿＿＿＿円也）

上記業務について、委託者 福島県を甲とし、受託者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）
第１条　乙は、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。
２　仕様書に明示されないもので必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
３　その他軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

（契約保証金等）（注：乙の契約保証金免除資格の有無により条文が異なる。）
第２条　甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第__項の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。
第２条　契約保証金は＿＿＿＿＿＿＿＿円とする。

（権利義務譲渡及び再委託の禁止）
第３条　乙は、甲の承認を得ないでこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（主任技術者）
第４条　乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を書面で甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

（委託業務の内容の変更）
第５条　甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議してこれを定める。
３　消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

（乙の請求による履行期限の延長）
第６条　乙は、天災等その責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）

第７条　委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のため生じた経費は、甲が負担するものとし、その金額は甲乙協議して定める。

（委託業務の着手及び検査、引渡し）

第８条　乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し遅滞なく業務着手報告書を提出しなければならない。

２　乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく業務完了報告書に成果品及びその目録を添えて提出しなければならない。

３　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して１０日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。

４　前項の検査の結果不合格となり、成果品について訂正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該の訂正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

５　乙は、前項の規定により命ぜられた訂正を完了したときは、甲へ訂正完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第３項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第９条　乙は、前条第３項又は第５項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

２　甲は、前項の規定による支払いの請求があったときには、受理日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び損害金等）

第10条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合においては、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から損害金を徴収して当該期限を延長することができる。

２　甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

３　第１項の損害金は、当初の履行期限（第５条第１項及び第６条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合で計算した額（当該額に１００円未満の端数があるとき、又はその金額が１００円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。

４　甲の責めに帰すべき事由により第９条第２項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に年2.5％の割合で計算した額（当該額に１００円未満の端数があるとき、又はその金額が１００円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

５　第１項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第３項及び第４項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当りの割合とする。

（契約の解除）

第11条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　履行期限内に委託業務が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき。

二　着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

三　第３条の規定に違反したとき。

四　乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五　前各号の一つに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によ

って契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
六　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第５号)第４条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
七　乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、甲に対し委託料の額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第２条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
３　甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を解除することができる。
４　乙は、甲が委託業務の内容を変更したため委託料の額が３分の２以上減少することとなるときは、甲が委託業務の内容を変更したため委託料の額が３分の２以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。
５　前項の場合において、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

（談合による損害賠償）
第12条　甲は、、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
二公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62 条第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45 号）第96 条の６又は第198 条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（損害金等の相殺）
第13条　この契約に基づく損害金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを委託料と相殺し、なお不足が生ずるときは更に追徴することができる。

（報告の徴収等）
第14条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行について調査し又は報告を求めることができる。
２　乙は、甲から業務の履行について調査、報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（機密の保持）
第15条　乙は、本件の業務上知り得た委託業務の内容を、本契約期間はもとより、本契約終了後もいっさい第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）
第16条　乙は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（著作権の帰属）
第17条　乙は、この契約に基づき作成した成果物（以下「成果物」という。）の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作物」という。）が含まれている場合は、乙著作物の著作権は甲に譲渡されないものとする。
３　乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

（協議事項）
第18条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）
第19条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和４年____月____日

委託者
甲　　福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県
福島県知事　内堀　雅雄

受託者
（乙）　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）
第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）
第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）
第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）
第５　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）
第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）
第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。
２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）
第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
　ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

（事故発生時における報告）
第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（調査等）
第10　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）
第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）
第12　乙は、第３条に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（損害賠償）
第13　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約の解除）
第14　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると認められたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。